

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議
「西表島部会」 設置要綱

(目 的)

第1条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち、西表島の適正な保全・管理を推進するため、別途設置される「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議」の下に、地域部会として「西表島部会」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。特に地域コミュニティや関係者の理解、連携、協働、参加を必要とする課題や取組事項に関しては、地域としての取組方針を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行う。

(検討事項)

第2条 「西表島部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち、「西表島」の行動計画に関する事項
- (2) 「西表島」の推薦地、緩衝地帯及び周辺地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構 成)

第3条 「西表島部会」は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお、参画機関・団体の追加・削除については部会の合議により決定する。

(運 営)

第4条 「西表島部会」は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、「西表島部会」に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 「西表島部会」は、重要な事項について検討を深めるため、地域部会のもとに作業部会等を設置することができる。

(事務局)

第5条 「西表島部会」の事務局は、那覇自然環境事務所、沖縄森林管理署、沖縄県、竹富町によって構成し、対外的な連絡窓口は沖縄県自然保護課が務める。

- 2 事務局長は、沖縄県自然保護課長が務める。

(その他)

第6条 「西表島部会」は、遺産地域の適正な保全・管理に資するため、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会や沖縄ワーキンググループをはじめとする科学者、研究者等と連携・協力を図る。

第7条 この要綱に定めるもののほか、「西表島部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成28年11月9日から施行する。

(別紙)

「西表島部会」構成機関・団体一覧（平成30年9月現在）

所属
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
林野庁九州森林管理局西表森林生態系保全センター
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課
沖縄県総務部八重山事務所総務課
沖縄県八重山土木事務所
竹富町政策推進課
竹富町教育委員会社会文化課
内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所工務課
石垣市環境課
竹富町公民館連絡協議会→地域住民代表として適切な参加方法を検討中
竹富町商工会
竹富町観光協会
竹富町ダイビング組合
西表島エコツーリズム協会
西表島カヌー組合
沖縄県猟友会 竹富町地区
西表島交通グループ
いりおもて観光（株）
（資）浦内川観光
（有）安栄観光
八重山観光フェリー（株）
石垣島ドリーム観光（株）
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄
NPO法人トラ・ゾウ保護基金西表島支部やまねこパトロール
琉球大学熱帯生物圏研究センター西表研究施設
東海大学沖縄地域研究センター